

## 「研究ノート」

# 関宿藩の終焉（その二）—記録が語る関宿藩の終焉—

林保

前年度の研究報告に引き続き、深川藩邸の事件後について記す。  
はじめに

天朝ノ大命ヲ聞カズ、賊徒ニ荷担仕り候而ハ、遂ニ御疑惑ヲ蒙  
リ、当家滅亡仕リ候ハ眼前ノ儀故、滞陣致サレ候安場一平殿へ、  
右ノ情実具申シ上ゲ、全ク右ノ取扱ヲ以ツテ今日迄、関宿城  
恙無く罷リ立チ、就イテハ 何レニモ主人隠岐守帰城仕り候様、  
心苦シク仕リ、是迄両三名宛出府探索モ致サセ候處、上野其ノ他  
ヘモ主人ヲ押シ隠シ置キ候折柄安場一平殿（閏四月廿三日深川邸  
動乱前上野山内ヘ）ヨリ大多喜表ニ相召シテ、杉山對軒へ御内達  
ノ趣ハ、主人隠岐守帰城相成ラザルニ於テハ、大義名文相立チ難  
キ次第二付キ早々出府帰國ノ儀申シ促シ候様致ス可シ。尤も尋常  
ノ処置ニテハ、行キ届キ申ス間敷ク候間、肥後藩御人数御貸下サ  
ル可ク候間、急速出府取り計ラフベキノ旨御談ニ付キ、有難ク畏  
レ奉リ、関宿表へ立チ戻リ一同ヘモ右ノ趣申シ達シ、去ル十六日

對軒隊約二・三十名召シ連レ出府仕リ、肥後御藩へ罷リ出デ御出  
兵ノ儀相願ヒ、尚、安場一平殿へ面会申シ上ゲ、大多喜ニテ御達  
シノ通り取り計リ計ライ是アリ候間御人數拝借ノ儀尚又申シ上ゲ  
候処、御承知相奉リ、其ノ旨肥後藩島田治兵衛殿相願ヒ候処、未  
ダ一平殿ヨリ御談モコレ無ク、參謀衆ヨリ御達シコレナクテハ、  
私ニ出兵相成リ難シトノ談コレ有リ、如何仕タル可キト心配罷リ在  
リ、其ノ儀吉村長兵衛殿ニ御面会、弊藩情実委曲申シ上ゲ、分家  
久世下野守へ取り扱ヒ御委任ニテハ、恐レ乍ラ御行届キ相成ル間  
敷ク候、是又逐一申シ上ゲ候、就イテハ何レニモ幼守ヲ教諭仕リ、  
奸徒兵ヲ打チ取り申サズ候テハ、主人帰城ハ相成リ難ク、是非共  
肥後藩御人數相借り、朝威ヲ以ツテ奸徒掃攘仕リ候ヨリ、他ニ計  
有間敷ク強イテ吉村隊へ歎訴奉リ候処、尤モノ趣ニ御聞取り成サ  
ラレ候。

就イテハ御總督御登城ニ付キ、西城へ御同道下サル可キ旨ニテ、  
小事ヨリ大事ニ及ビ候場合モ、当今ノ形勢コレ有ル間、先ヅ暫ク  
見合セ置キ候様ニトノ御沙汰コレ有リ、敢ヘテ鬭争ヲ好ミ候次第  
ニテハコレ無ク、幼弱ノ主私共預カリオリ、國家ノ廢亡ヲ相憂ヒ  
哀訴奉リ候次第二付キ、其ノ儀御含ミモ成シ下サレ候得バ、小事  
ヨリ大事ニ及ビ候ヲ強イテ奸徒攘仕リ度キ儀、毛頭御座無キ儀申

シ上ゲ候処、家ノ儀ハ御總督御達シハ、其ノ方共尽力ノ儀ハ御承知故、心配コレ有間敷キ儀御達セラレ、深ク有難ク存ジ奉り、其の内奸徒小役ノ者壱人并ビニ近習由岐七郎ト申ス者召シ捕へ候間、篤ト相糺候処、隱岐守深川邸中ニ當時罷リ在リ候様子。この二人の召し捕りにより、隱岐守の所在が解かつたことから、再び奸徒掃攘の儀を總督府に歎願し、對軒一行は深川邸へ向かう事になるのであるが、一行には安場一平が行を共にし、厳しい總督府の条件のもとに、隱岐守の帰城の説得にあたる事になった。一平と對軒の行動は、次の文により、對軒の苦衷を知ることが出来る。

御總督ヘ御伺ノ上、御承知成シ下サレ、去ル二十三朝卯半刻人數召連レ罷リ出デ候様仰セ付ケラル。（略）其方（對軒）儀ハ隱岐守居間ヘ平常通リ三十名ヲ外シ罷リ越シ、安場殿ニハ表座敷ニテ御待チ成ラレ候間、主人ヘ御目掛け為サラル様周旋仕ル可シ。尤も先方ヨリ手向ヒ仕リ候節ハ如何仕ル可キ哉相伺ヒ候処、是ハ勿論ノ事ト仰セ聞カレ、人數ノ儀ハ要所ヲ相固メ申ス可キ御達シニ付キ、其ノ心得ニテ心配申シ談ズ、對軒壱人居間ヘ罷リ越シ申ス可キ処、奸徒君側ニ守衛罷リ越シ候ハ、一同覚束無ク相心得五・六輩隨徒、錠口ヨリ這入リ候処、案ノ如ク奸徒共刀刃ヲ以ツテ相支ヘ、余儀無ク打チ捨テ申シ、残リ人數追々入込ミ争鬭ニ及び、其ノ内主人ヲバ、何レヘ歟潜匿、何トモ殘情至極ニ付キ、庭内迄篤ト探索、隱シ所見届ケ度キ存念ニ罷リ在リ候処、安場殿ニハ御威光ヲ以ツテ、御談敷ノ上主人御取戻下サレ候ト齟齬仕リ、殊ノ他御憤激相成リ、何共恐入り奉ル事ニテ、是迄勤皇実効相立ツ可シト城中一同決議奮發仕リ候モ風若ニト相成リ候儀ニテ、誠以ツテ残情此ノ上無ク、自然勤王ノ為ニ家中雨露ト相成リ、互ニ主家ヲ滅却仕リ候次第ニ罷リ成リ候テハ呉々悲嘆涯無キ儀ト涕泣仕リ候。相成ル可キ儀ニ御座候ハバ、此ノ上朝威ヲ以ツテ隱岐守帰城相成リ候様偏ニ寛大ニシ、御仁恵伏シテ願奉リ、且又私共今般ノ所業粗暴ニ相成ル様聞コシ召サル可ク候得共、只々主人を取戻シ度キ相願ヒヨリノ儀ニテ、決シテ主人二手向ヒ等仕リ候儀ニ

テハ御座無ク候。奸徒共相支ヘ仕リ候ニヨリ御迷惑ヲ受ケ奉リ、肥後家ヘ御預ケ相成リ、何トモ立入り奉リ候得共、私共ノ心情篤ト御洞察下シ置カラレ候列願候。尤モ奸徒共并ビニ久世家ト定メテ種々讒訴申シ上グ可シト推察仕リ候間、一二御尋蒙リ候得バ、明日御答ヘ申シ上ゲ奉ル可ク候。

仰願

王政御一新ノ折柄ニ付キ申シ上ゲ奉リ候迄モ御座無ク候得共、正大明白ノ御裁許一同伏シテ哀訴奉リ候。誠恐誠惶頓首謹言

此の歎願書によれば、杉山對軒一行による主君廣文の帰城作戦は失敗に終わったことになる。しかも監察安場一平の眼の前においてである。

官軍は江戸駐留中江戸市中での争乱を警戒し、その発生を未然に防ぐ方策を講じていた。同藩内の者の争鬭とは云え、死人迄出るというこの争いは、官軍にとつて許し難い行為である。猶目的とした主君奪還も出来ず、逃亡を許したとあつては、「由々敷き事態ヲ招いた」ことになる。對軒は死を覚悟したが、安場一平からの達しは、肥後邸御預けであつた。一平の温情ある取り計らいと云うべきであろう。

この一件により、廣文の運命は決定的となる。藩邸脱出後何ヶ所も、潜伏滞在の後、上野山に入山することになる。

### 遠山正功筆記

辰閏四月の記録

廿六日 木下源助・杉本市郎左衛門他平士数名ヲ連レ、出府白金台町近江屋方へ着、是ハ對軒方ヨリ、去ル廿三日ノ事件ヲ関宿へ知ラセシニヨル。

廿七日 亀井清左衛門、京都表ヨリ下向、是ノ日江府へ着、是ハ先ニ関宿脱人深川邸へ入り込ミ候節江府庁ヨリ、亀井

武三郎ヲ差シ登ラセシニ依ル。

辰五月 東海道總督府參謀殿

朔日 杉山對軒外三十名是迄白金台町肥後藩邸へ御預リ謹慎仰セ付ケラレ候處、更ニ霞ヶ関黒田邸へ謹慎替へ仰セ付ケラル旨(此廿九日總督ヨリ御達シコレ有り、是ニ一同所へ護衛輿送リ相成ル。尤モ御預リハ是迄ノ通り。)

五日 助參謀渡辺清左衛門殿へ龜井等下達署ノ歎願書出ス(是ハ向ニ差シ出シ候歎願書ト大同小異コレニ依リ出ス)

七日 總督府ヨリ御達四通

久世隱岐守様朝命ニ背キ、領分ヲ捨テ、脱走士民紛擾、藩弊ノ任相立タザルニ付キ、早速御沙汰コレ有ル可キ処、悔恨詠罪申シ出デ候ハ、御憐愍ノ筋モ為サラル可ク左候故、是迄御遲延遊バサレ候、即チ分一悔一悟相見ヘズ、御救助ノ道も相果テ、右ハ全ク奸夫墮弊ノ所業ト云ヘ、一旦藩主ノ位ニ立チ有間敷ノ所業ニ付キ、追ツテ御沙汰ノコレ有ル可ク候間、在邑ノ者謹ミテ朝命ヲ待チ、一同謹慎罷り有ル可キ旨總督府ヨリ御沙汰ノ事。

辰五月 東海道總督府參謀殿

領内取締リノ儀是迄ノ者へ仰セ付ケラレ候間、民政從事ノ輩ハ謹慎中精々相勤メ申ス可キ旨、總督府ヨリ御沙汰候事。

辰五月 東海道總督府參謀殿

木村正右衛門以下奸吏共幼主ヲ籠絡(ロウラク)朝命ニ背キ、徒党ヲ結ビ、領分脱走民紛擾為シコレニ依リ、杉山對軒始メ三十名、奸吏ヲ攘ヒ幼主ヲ救ハントシテ、粗暴ノ拳動ニ及ビ候故、是迄肥後藩へ御預ケ黒田邸へ謹慎仰セ付ケラレ候所、情実御斟酌御寛大候思召ヲ以ツテ、右三十名ハ所表ニオイテ在邑ノ者一同謹慎、尤モ對軒儀ハ是迄通リ黒田邸謹慎罷り在ル可キ旨、總督府御沙汰候事。

木村正右衛門以下奸吏共主人ヲ奉ジ、城邑ヲ侵シ候儀モ計リ難キニ到リ、其ノ類ニテハ兵カヲ以ツテ相防グ可シ、總督府御沙汰候事。

辰五月 東海道總督府參謀殿

外廿九名帰国仰セ付ケラル。

戎器類御下附相成リ候、肥後大村藩宿營赤坂元雲州邸

一泊、翌曉関宿表へ向ケ出発。

上野近傍彰義隊ノ横行コレ有リ、途中ニテ争鬭出来シテハ、容易ナラザル儀ニ付き、他路ヨリ千住口ノ方へ通行致ス可キ旨、渡辺清左衛門殿ヨリ内達コレ有リ。

廿八日 古河藩ヨリ回達

両總房三ヶ国触頭(カシラ)ノ儀、佐倉藩へ仰セ付ケ置カラレ

候得共今度古河駅ニ於イテ鎮撫府相命ジラレ候、付キテハ同府ヨリ回達等ノ儀古河藩ヨリ相触レ候様仰セ付ケラレ候。

下總野鎮撫府執事

相達セラレ候御用コレ有リ候、重役ノ内壱人古河鎮撫出頭相成リ候様ノ事。

右ノ趣下總國藩々へ相触レラル可ク候事。

五月 下總野鎮撫府執事

廿九日 古河鎮撫府ヨリ御呼出シニ付キ、富田久太夫寵り越し候處御達シ左ノ通

写

両野州近辺賊徒出没、官軍ニ抗シ、王土ヲ掠メ、王民ヲ苦シメ、未ダ平定ニ至ラズ候間、当分両野鎮撫出張致サセ賊徒鎮圧、猶二州藩々ノ向背篤ト相察シ、民政筋取締リ人心安堵候様指揮コレ有ル可シ。

肥前侍従

大總督官御沙汰之事

五月三日

今度侍従議則決ノ通り仰セ蒙リ古河駅ニ於イテ、鎮撫府相開カレ、先ヅ以ツテ役々出張候間、下總野両州藩ニヨリ、諸御用聞次ノ為壹人宛、当駅へ差シ出シ相成リ候事。

五月

今般諸道總督府并ビニ海軍先鋒軍ノ印鑑廢サレ、向後大總督府印鑑壹通ニテ陸路并ビニ船路川筋共通行差シ免ジ候段御沙汰候事。

大總督府

右參謀

五月

別紙之通

大總督府ヨリ相達セラレ候ニ付、下總野二州ヨリ諸方ヘ罷リ越ス節ハ當府ヨリ印鑑差シ出サレ候事。

五月 旧幕領并ビニ旗本ノ菜地石口税入等ノ筋迄、藩ニ最寄リヨリ委曲取り調べ早急差シ出シ相成リ候様ノ事。

六月

朔日四ツ半頃、君公佐倉表ヨリ帰ル。

前日十五日、上野山内御征討相成リノ節、輪王寺宮様奥州筋御立退キノ由ニテ、君公御儀モ午後八ツ時頃、根岸辺ノ方ヘ落チ延ビラレ、王子村辺某村八幡社内ニテ夜ヲ明カラ。 (是迄御供ノ者十九人) 其ノ内木村正右衛門近習大

久保善之助・和田芳之助翌十六日鳩ヶ谷駅ト云フ旅店迄御立退ク、此ノ夜ハ同所ヨリ半里程ノ慈林村名主磯左衛門ト申ス者儀ヘ御一泊、翌十七日ハ同所伊之松ト申ス者方ヘ御宿替、其ノ翌十八日夕暮レ佐倉表ヘ指シテ御落チ延ビ、其ノ夜某町某方ヘ囮マヒ申ス由、是ハ正右衛門儀佐倉藩士某次男ニテ、木村家ヘ養子ニ來タリシ者故旧郷里ノ知人ヲ頼ミシ事ナリ。然ルニ関宿ヨリ差シ出セシ探索掛ノ者ノ内佐倉藩近傍ニテ、大久保善之助・和田芳之助両人ニ出逢ヒ、御潜伏ノ場所聞キ取り糺シ、正右衛門ヲモ召シ捕フ可キ談

ヲセシ処、正右衛門儀ハ、兼而関宿ヨリ手入レ等コレ有ル節ハ、君公ト差シ違ヒ相果テ申ス可キ覺悟ノ趣、両人ノ申シ聞ケ候得バ、余儀無ク両人ニ計ハセ、君公ノミ取り戻シ、早速ニ関宿表ヘ御供セシ候ナリ。

是ヨリ即(分家)久世斧三郎様ヘ密ニ忍バセ奉リ、御帰城ニ相成リ候様心極メラレシ由、正右衛門等ノ為ニ、(分家)久世下野守(是ハ正右衛門養方ノ談)邸其ノ他所々ヘ押シ隠サレ、其ノ後漸ク一旦ハ御邸相成リシガ閏四月二十三日ノ深川邸事件以後、遂ニ上野山内ヘ擁蔽セシメラレ、脱人御帰邸ノ事ヲ屢木村・丹羽等ヘ掛け合ハレ共、彼是ト事ヲ肯ンゼザル故、梅田七郎治・安藤金蔵等ヲ連レラレ、山岡鉄太郎(鉄舟ト号ス)氏ニ依リ、覚王院主ニ説カソ事ヲ依頼セシガ、同氏モ其ノ説キ難キヲ以ツテ承諾セズ。止ムヲ得ズ五月十一日ニ至リ、久世下野守殿ヲ頼ミ、七郎治同行ニテ其ノ夜、覚王院主ニ面談シ、君公御帰邸ノ事ヲ百方談判セラレシガ、頑然異論ヲ主張シ其ノ言ヲ容レズ、止ムヲ得ズ近習向ノ者ニ説キ、密ニ抜ケ出サント迄謀ラレシガ、十五日御追討ノ乱ニ立チ至リ、其ノ事モ絶ヘ果テ候ト語ラレタリ、鳴呼

六月

二日 古河表下總野鎮撫府へ関宿ヨリ差出候歎願書

隱岐守儀去ル四月中鎮撫ノ為帰城致ス可キ旨御暇成シ下サレ候処、病氣ニ付キ江府屋敷ニ罷リ在リ候ヲ、奸徒共大勢ニテ、巧ミニ幼君ヲ相擁シ帰城ヲ拒ミ、剩サヘ分家其ノ他所々ヲ往返致サセ、住居モ相定メ申サズ候次第ノ處、一同ニテ探索仕り、此ノ節在郷関宿表ヘ引キ戻シ候、素ヨリ幼君ニコレ有リ、殊ニ「瘤氣ノ症ニテ放心同様ニ、罷リ在リ候故、奸巨共却而右ヲ幸ニ仕リ、不法ノ始末ニ及ビ候次第二御座候。然レ共一旦大法ヲ犯シ罷リ在ル次第二付キ、如何様嚴科ニ處サレ候共申シ上グ可キ様毛頭御座無ク、

重々恐れ入り奉り候ニ付キ、急度謹慎仕リ置キ為シ候間、  
寛大ノ恩召ヲ以ツテ御仁恕ノ御沙汰成シ下サレ度ク、邑在  
家來一同拳而涙而懇願奉リ候事。

誠惶誠恐頓首謹言

五月 関宿藩重役連署

四日

右歎願書下參謀渡辺清左衛門殿へモ差出候事  
久世斧三郎殿ヨリ西城へモ差出候歎願書

同日

松平久世隱岐守儀當春

大總督府御方御鎮撫ノ為御東下ニ付、主人始メ家臣一同足  
輕迄、勤王奉リ仕ル可キハ勿論ニ候処、各家臣共之内王命  
二背キ奉リ、木村正右衛門始メ以下奸臣共數人、幼主江戸  
表屋敷躊躇罷リ在リ候ヲ幸ヒニ存ジ、無理籠絡脱走仕リ  
候ニ付、追々御達章ヲ以ツテ御譴責ヲ承リ候、私ニ於イテ  
ハ实以ツテ痛哭ノ至リ、其ノ罪受ケ奉ル可キ様モコレ無候  
得共、各々ハ全ク奸巨共ノ所為顯然ニ付キ、只管御寛典ノ  
御処置成シ下サレ度ク先日歎願書差シ上ゲ候処、此ノ度閔  
宿在住罷リ在リ候家臣共一同會議仕リ、幼主ノ脱走暫時モ  
捨テ置キ難キ儀ニ付キ、歎願痛苦所々引キ連れ及ビ探索漸  
ク訪ネ出シ候ニハ関宿表へ直チニ差シ送リ、急度謹慎仕ラ  
セ置キ候旨、素ヨリ隱岐守儀幼弱且病中ノ儀、一時奸臣ノ  
謀計ニヨリ、今日ニ至リ候ハ、千悔萬悟一言ノ申シ上ゲ様  
モコレ無ク、深ク謹慎罷リ在リ成リニテモ御救助ノ儀猶又  
私ヨリ伏シテ願ヒ奉リ候様、當人ヲ連レテ申シ越シ、事実  
本家墨卵ノ罪ニ於ケルヲ、私座視傍観忍難キ儀ニ付キ、斧  
鉄ヲ顧リミズ強ヒテ歎願奉リ候。此ノ上愛憐候様ニモ、御  
寛典ノ御沙汰大旱之雲霓傳ヘ奉リ候。

恐惶謹言 頓首

六月

久世斧三郎

六月九日 鎮撫府ヨリ御書付古河藩ヨリ回達  
御高札ノ儀先般太政官ヨリ相達シ置カラレ候処、城下

十日

鎮撫府ヨリ御達シ、古河ヨリ藩回達

并ビニ宿駅ニテ今揭示相成ラザル向モコレ有ル哉ニ相  
聞ク、宜シカラザル儀ニ付キ、急速揭示相成リ候様之  
事。

六月 鎮撫府 執事

下総野鎮撫ニ付キ、古河駅へ相聞カレ候処今般宇都宮  
へ相傳ヘ候事。

六月 鎮撫府 執事

上総・下総・下野ノ国タルヤ古皇朝ノ御発ノ始メハ、  
宮様方ヨリ寺領守リ為サラレ候程ノ重キ國柄ニ候処、  
久敷出家ノ私恩小惠ニ國儲シ、大義を失却セシメ、妄  
リニ官軍ニ抗シ、或ハ王土ヲ掠メ、一揆徒党ニ与シ候。  
小民ヲモ鎮メズ蓋惑スルニ至ル。今般奸ヲ除キ候上ハ、  
忠良ヲ挙ゲシ人ヲ尊ビ、孤独ヲ恤ム等ノ事モ漸クニ相  
引カラル可キ都ニハ、昭王賢相精ヲ励マシ玉ヒテ、日  
ニ彬ラカニト善政善事目ヲ拭ヒテ物見奉ル程ノ御時ナ  
リ。何レノ国、何レノ譬ヘニテモ、天化ヲ感咸セザラ  
ンヤ。噫此下総野辺ヨリ以北ニ限リ、天恩ヲ知ラザル  
処少ナカラズ、実ニ恥ヅ可キ事ニアラズヤ。近々奥州  
辺ヲ早々平定成サラレ候筈ニ付キ、能ク其ノ英意ヲ謹  
シミ奉リ、人心安堵御聖業ニ御成就太平ヲ願フ様相成  
リ度ク、下ニ迄所望奉ルベキモノ也。

慶應四年辰五月 下総野鎮撫府執事

強盜体ノ者コレ有ラバ最寄リノ藩ニ依リ聞付ケ次  
第、自領他領ノ差別無ク追捕相成リ候様ノ事。

六月 鎮守府 執事

各所ノ通衢ノ地ニ相掲ゲ、下民ヘ示諭相成候様之事。

十三日 宇都宮鎮撫府へ差出候歎願書

鎮撫府が古河より更に北上し、宇都宮に移動していることか  
ら、再び廣文に關する減刑歎願書を提出している。内容は先

と大同小異の文章なので略す。

辰六月 関宿藩 重役連署

同日 右同府ヨリ御達

川・多古・古貫 増生郡（高岡）  
結城郡・豊田郡（結城）猿島郡（古河）岡田郡（古河）葛飾  
郡・相馬郡（関宿）千葉郡（佐倉・生実）

下野国並ビニ下總国郡厅所在地右之通り

總野鎮撫ノ儀當府ヨリ一切管轄致シ候儀ハ勿論ニ候得  
共、廣莫ノ土地柄手ニ及ビ難キ儀モコレ有ル可クニ付  
キ、各藩領取締ノ儀ハ申スニ及バズ、御料并ビニ旗本  
ノ菜地迄、凡郡分ヲ以ツテ取締向キ、最寄藩々へ仰セ  
付ケラレ候儀候。

依而一藩ヨリ重役壹人士分壹人名差シ出シ相成リ、鎮  
撫御用筋其ノ人ニ受ケ持タシメ取リ計ラヒ相成リ候  
様、且當府ヨリ不時廻郡諸事致ス可キ差配候儀モコレ  
有ル可ク旁□レテ候相心得候事

右ニ付キ諸藩ヨリ伺ヒ左ノ通り

一 重役壹人士分壹人鎮撫。御用受持候者当地へ御詰メ居リ候

哉、又ハ國元ニテ御用取扱ヒノ儀ニテ候哉、御付札當地詰メ  
ニ及バズ。藩ニテ御用扱候事。

一 民政筋公事訴訟脱賊之儀如何相心得可ク候哉

御付札藩ニテ取扱相成シ置ク事ハ當所へ伺ヒ出仕ル可ク候哉

一 御預リノ郷村平日ハ領分同様相心得ノ儀ニテ御預ト申ス認

ニハコレ無ク候、人數等差出候儀ハ書面ノ通リタル可キ事。

一 一郡ヲ二給三給へ御預リ分ハ其ノ藩々ニテ不都合コレ無キ  
様申シ合ハセ御預リ郷村究メラル可キ哉

下野国

那須郡（大田原・黒羽・烏山）寒川郡（佐野）

塙谷郡（宇都宮・喜連川）安蘇郡（吹上）

芳賀郡（宇都宮・壬生）足利郡（足利）

河内郡（宇都宮）築田郡（佐野）

下總国

印旛郡（佐倉）海上郡（□田）匝瑳郡（太田）香取郡（小見

六月二十九日

下參謀吉村長兵衛殿へ差出ス

私共儀先達而歎願奉り候通り、関宿脱走ノ一旦同意仕リ候  
段、重々恐レ入り奉り、先非悔悟罪ニ服シ仕リ候上ハ、如何  
様ノ嚴科ニ處セラレ候共一言ノ申様御座無ク、深ク謹慎罷リ  
在リ候處君家ノ儀等ト勘考仕リ候得バ、片時モ心安ク仕リ難  
ク、是非共勤王ノ实行候上懲罪仕リ度ク、一同決心仕リ候。  
就キテハ今般奥羽筋御追討之先鋒へ御差シ如ヘ出兵仰セ付ケ  
ラレ度ク、尤モ老幼相除候得バ至ツテ少人數ニ御座候得共  
寛大ノ思召ヲ以ツテ前文ノ通り仰セ付ケ候得バ、甚大ノ御仁  
恵有難仕合ニ存ジ奉リ候間、謹慎中ニテ立入候得共、奮死感  
激ノ餘り心得ザル事相願候儀ニ付キ、御憐察ノ上幾重ニモ御  
取成下サレ度ク伏シテ懇願奉候 誠恐誠惶頓首謹言

遠山空之丞

外九十名

辰六月

七月廿五日 宇都宮詰安保清助ヨリ申シ越ス

侍従儀下總野鎮撫免ゼラレ候、コレニ依リ當村之儀今日ヨリ、  
相通シ候事

追記

七月四日

(三) 肥後藩邸謹慎の事

右記を略述すると、次のように對軒の心情を読取る事が出来る。

其の一に報告の通り、總督府隱岐守廣文カガワラスに対し、下總野に於ける賊徒討伐と士民鎮撫の命を受けたにも不拘、江戸藩邸の佐幕派の力が強く、廣文の関宿帰城が不成功に終り、剩え十二名の脱藩者を出し、其の上君公廣文の奪還策にも失敗し、總督府の達しにも不拘騒擾事件を惹起してしまったこと等の、理由と実体を總督府に忌憚なく報告し、関宿藩内の勤佐の争いと、藩内混乱の状況がよく読み取れ、對軒必死の歎願がわかる。(三)は乱闘事件後肥後藩邸に謹慎中、肥後藩に提出した最後とも言う可き歎願書である。對軒がいかに廣文や藩の行く末を心痛していたかが解かる。危急存亡の時何為すことも無く、謹慎させられている對軒の苛立ちは想像に難くない。藩の重役に勤王専一に帰するよう、總督府へ歎願書を提出するよう求めている。

明治元戊辰十二月七日 真公御所量五千石削減  
明治二己巳三月廿八日 車駕再び東京城ニ至ル  
明治二年五月十四日 諸藩反逆首謀ヲ斬ニ処ス。小島弥兵衛  
斬  
明治二年四月廿日 杉山對軒暗殺ニ逢フ。警護人平士中川甚五右衛門・小役板倉富太郎・足輕吉田彦七郎・場所武藏国葛飾郡並塚村・六ツ時過。  
井口小十郎(對軒暗殺首謀)死一等  
減  
八月七日藩へ引渡サル  
関宿藩序火災アリ

明治三年七月廿九日 有栖川宮小日向邸臨駕(家令藤井隨從)  
明治八年一月十三日 (註) 戊辰年(一八八六)慶應四年は此の年の八月迄。九月八日明治と改元し一世一元之制を定める。

以上遠山正功筆記である。日時を追つての記録なので、藩の動向を知る上で取り上げた。此の外に貴重な個人の記録があるが、今回は紙数の関係で、正功の記録以外は、概略を記す事にした。

杉山對軒に関する事項

久世廣業家記(四冊之四)

- (一) 江戸藩邸に於ける藩論統一の不成功と、十三名の藩士の脱事件  
(二) 江戸深川藩邸に於ける、廣文奪還の乱闘事件

反逆首謀取調 戊辰十二月一日ヨリ己巳五月迄  
戊辰十二月八日  
一 親類土井大炊頭ヨリ重役壹人、添役壹人呼出ニ付キ罷り出テ候  
處左之御通達書相渡サル。 久世廣文

上野山内賊徒屯集之節私ニ自邸ヲ脱シ其党ニ与シ、終ニ王師ニ杭衡  
候条、幼弱トハ申シ乍ラ、大義順逆ヲ相弁ヘザル次第、其ノ罪科輕  
カラズ、急度御咎仰セ出ダサルノ處、格別ノ思召ヲ以ツテ、領地之  
内五千石召シ上ゲ、隠居仰セ付ケラレ、家名相続ノ儀ハ、結縁ノ者  
仰セ付ケラル可キ事。

但シ相続ノ者早々願ヒ出ズ可シ、且ツ首謀ノ家來取調べ申シ出ズ  
可キ事。

### 行政官

この通達により、久世隱岐守廣文は、隠居の身となり、弟廣業が  
家督を継ぎ、久世の家名は存続され、郡縣制度実施の際は、関宿縣  
知事となり、新政府の行政の一翼を、になうこととなつた。久世家  
は五千石を減じられただけの、軽い処分で御家断絶を免れたのであ  
る。明治四年（一八七一）七月廢藩置縣の制により、藩知事は解任  
され「関宿藩知事」久世廣業は罷免され、新政府の命により、東京箱  
崎邸に転居することとなり、七月下旬廣業は、船により江戸川を下  
り関宿を離れた。時に廣業十五歳であつた。

同通達にあつた反逆首謀の者の名は次の通りである。

### 反逆首謀之者罪状書（廣業家記）氏名及び罪状（略述）

市太夫事 杉山對軒 深川邸乱入事件  
元中老當時隠居 小島弥兵衛 脱走と佐幕を提唱無頼の脱人保護に  
による  
近習頭 埴内伴内 佐幕論者・無頼脱人と与す  
右 同 大久保金左衛門 配下の者上野山に登山し反逆  
留守居添役 本田又助 脱走後主君帰城相拒み召し取られる  
大目付 田中田盛 在所脱走と佐幕相唱へ無頼脱人と党与し十三名  
脱走人の差し許し実施

目付 田中 繁  
徒頭 安藤金蔵 上野山内に登山せざるも、脱走して各所に於て  
佐幕周旋したる事  
近習頭取 中田将三  
中小姓 鷹野幾五郎  
用部屋物頭 近藤慎之助  
近習 戸川牧太 佐幕論者、無頼脱人との党与、関宿への帰邑拒  
否

給人 寺田勘十郎 佐幕論者、奥羽諸藩周旋金子引揚  
無役 清水耕蔵 佐幕論者、無頼脱人と党与、帰邑拒否  
右同 近藤勝蔵 右同五月十五日上野山登山

城番・学館頭取列勤 成石修輔 学館教授方の脱走の責任

以上の者が反逆の指導者として、辨事御役所宛に、亀井清左衛門・  
木下源助・杉本市郎右衛門等によつて、届出報告されている。

この内杉山對軒と成石修輔の二人、辨務役所堀江禎一郎の命によ  
り、首謀者から除名するよう達しがあり許されている。特に對軒に  
就いては、東海道參謀渡辺清左衛門から、對軒は上野戦争の時は、  
伊州藩に於て謹慎中であり、此の罪情書には虚偽の疑いありとして  
再調査を、辨務官に求めた。この事は對軒の無実を証明するもので  
あり、又成石修輔についても同様の事であつた。他の十五名につい  
ても、首謀者とは言い難く、再調査すべきであるとの達しが下され  
たのである。

對軒を初め十五名の者も、身の潔白が新政府に認められ、一同の  
帰国が許された。

明治二年（一八六九）四月十九日 反逆首謀の者とされた者、總  
員開放され、十五名は午後三時頃、船（夜船）にて帰国。對軒のみ  
出立を二十日に延期された。  
明治二年四月二十日 杉山對軒只一人、同日陸路駕籠により、護  
送帰還を江戸重役より達せられ、對軒を乗せた駕籠は江戸を立つた。  
この時佩刀はすべて取り上げられ、駕籠の上に縛りつけられ、完全

武装解除の姿であったと言う。

武州葛飾郡並塚村（俗に四里八丁と呼ばれている）に到つた時、時刻は午後七時頃、佐幕派の刺客富山匡之助・井口小十郎等の襲撃により暗殺された。終始勤王の道を説き続けてきた對軒、この時三十九歳であった。

尊皇家船橋隨庵の嘆きは、一方でなかつたと言う。  
以上反逆首謀者に関する略述である。

### 【追録】上野戦争と関宿藩正隊について

正隊士宇野田鶴雄の「懷中日記」にみる隊士としての心情。

「慶応戊辰年四海悉く混乱す。其の所を以つて乎、外に醜夷あり、内に姦謀の臣あり、相共に謀りて 国を呑まんとす」と攘夷の正義を説き次いで、徳川家三百年の治平を讃え「大なる哉其の功」と説き（略）同盟有志の士九十余人（略）孤主を扶けて、皇を尊び、民を安んじ、將軍の羞を雪がんと欲し、朝に賊徒と叡山に戦ふ、利あらずして夕べに走る。萍遊すること一年孤主帰る。臣等力尽きて、故国に帰降し罪を帝に謝すと冒頭に、佐幕藩士としての止むを得なかつた、心の内を記している。そして日記の後半に上野戦争における正隊の結末を書き加えている。

○上野登山・江都脱走之士

富田弘人（杉山對軒暗殺一件二付キ帰国後切腹）以下六十名ノ氏名

（略）

奥州行 寺田勘十郎他五名

糺問所ヨリ赦免 本田又助 菅沼祐右衛門以上二名  
謹慎ヨリ脱走 奥州行 新井蔵 村井銘助以上二名

閏四月中出奔 嶋山傳左衛門他八名（氏名略）

同隠居虚舟 木村一門奥原秀之助 中老丹羽十郎右衛門忠教  
二八十九名（氏名略）

戦死者・負傷者ノ氏名略ス。

### あとがき

幕末における記録をもとにして、「関宿藩の終焉」をまとめる予定であつたが、結果として力不足の為、書き残しも多く、理解しにくい点が多くあることは、ご了承願い後日機会を得て、補いたいと思つてゐる。

### 【参考資料】

○遠山正功筆記 ○杉山對軒先生小傳 ○戊辰後経歴 ○久世廣業家記 ○中野みわ子自叙伝 ○宇野田鶴雄懷中日記 ○麻生稔家文書（麻生萬五郎福満記録・農兵誓詞・自力証） ○その他（舟橋隨庵嘆願草稿・横田家文書）等

（はやし・たもつ 当館客員研究員）